

企業会計法における負債評価と保険契約負債の公正価値評価

提出年月日 2004年2月3日

学籍番号 200204778

氏名 橋上 徹

〔要旨〕

橋本内閣以降のいわゆる「会計ピッグバン」により会計法規範とされていた「企業会計原則」(1949年、大蔵省[現:金融庁]企業会計審議会)の基盤が揺らいでいる。負債の問題は特段取り上げられていないが、この問題が商法の資本維持の原則等の見直しを結果的に迫ることになっている。旧大蔵省企業会計審議会から1998年、企業会計原則と同等の「金融商品に係る会計基準」が発出され、金融商品の一部については時価評価が導入されたものの、負債の評価についてはデリバティブ及び退職給付債務の会計基準が整備されたほかほとんど手がついていない。しかし、これらは従来の「企業会計原則」では説明できない。さらに金融監督法も商法等の企業会計法の改定なしには、改定されない構造になっており、現在、「企業会計法」において負債の認識及び測定について研究することは非常に重要な意義があると認識している。

保険会社の相次ぐ破綻に伴い保険会社の貸借対照表の負債の部の大半を占める保険契約準備金(主として責任準備金)の認識・測定の問題、並びに一般論としての負債の認識・測定の問題がクローズアップされている。しかし、長期負債とりわけ保険契約に伴い発生する長期負債は、特異性を有する。この特異性によりキャッシュ・フローの量及び発生時期の見積りが困難であり、高度なALMを要求され、これに失敗すると昨今日本の生保に見られるような破綻・逆鞘の増加という事態を招き得る点、並びに、②異常危険に備えるための内部留保(自己資本)の適正額の見積りが困難であり2001年9月11日の米国の同時多発テロ発生の影響を受けた日本の損害保険会社の突然破綻を招いた点が指摘される。その結果、負債の認識及び測定の困難性が導かれ、保険負債をはじめとする負債に関する会計原則発展の大きな阻害要因となってきた。

加えて、負債の認識・測定を困難ならしめているのは、負債の持つ2つの側面にあると考えられる。即ち、消極財産の側面と他人資本の側面である。まず、消極財産としての側面について検討する。国際会計基準、米国会計基準、英国会計基準の定義に従えば、若干の表現の相違はあるが、基本的にはまず資産が「将来の経済的便益」と定義され、それを受けた負債が「将来の経済的便益の犠牲」と定義されている。つまり、資産の定義を用いて負債が定義され、かつ両者の関係はプラスとマイナスの関係にある。言い換えれば、負債は資産のマイナス概念、即ちマイナスの資産と定義されているのである。次に、他人資本の側面について検討する。ペーヤル・クートルなどの新静態論に従えば、資産は「資本の具現形態」或いは「運用形態」であるのに対して、負債は「調達源泉」であり、企業に投下された資本を異なる側面から見たものである。つまり、資産と負債はプラスとマイナスの関係にあるのではなく、負債は自己資本と並ぶ資本の調達源泉、即ち全体としての財産(資産総額)増加の原因とみなされていることである。この結果、測定に関して、2つの結論が導き出され、混乱を来たす要因となる。即ち、負債の消極財産としての側面を強調するなら、資産評価と負債評価の間に可能な限り整合を求め、純資産の統一的理解を目指すことになる。一方、負債の他人資本としての側面を強調する場合、自己資本とともに他人資本も、資産に対する持分を表示することが要求される。従って、負債は持分の表示にふさわしいもの、端的に言えば、負債は資産とは独立に測定されなければならない。

また、負債には信用のパラドックス(負債公正価値のパラドックス)の問題がある。信用のパラドックス(公正価値評価のパラドックス)とは、負債の評価のあたって公正価値基準を採用了した場合、企業の信用リスクが増加すると、負債の割引率として用いる当該企業の調達金利が上昇し、その結果、当該企業の負債の評価額が減少する現象をいう。こうした現象をパラドックスと称するのは、信用リスクが増加するにもかかわらず負債が減少し、その結果、その結果、純資産が増加するために、直感的におかしいと感ぜられるためのようである。私見では、重要な問題は、①信用のパラドックスにより発生する評価益が、現在のIASB Frameworkでは、自己資本に該当する懸念があること(資本は資産と負債の差額であるため)、②結果として自己資本比率が上昇し、特に金融監督法上、健全性が見かけ上、上昇する懸念があり、事業体の実態と乖離する懸念があること、③配当規制の取扱い、④そもそも株主持分であるのかという会計理論上、企業会計法上の問題である。信用のパラドックスについての解決案は次のとおりである。信用リスクが高まっている事業体は負債から評価益が出る一方で、事業体そのもの(それは有形の資産であるか、暖簾のような無形の資産であるかは断定できないが)に価値の毀損が発生していると推定するのが自然である。従って、負債の評価益に見合う損失計上等の手当てが妥当ではないかと思料する。

これらの問題について本論文では主として保険契約負債を題材として研究を試みたものである。なお、本論文の最大の特徴は国際会計基準における最先端の負債研究を1944年に刊行された日本が誇る商法田中耕太郎博士の『貸借対照法の論理』(有斐閣)から捕らえようとした点である。